## 1 近世社会の基礎単位としての村

今日、近世といえば、著名な武士や華やかな江戸町人の暮らしがクローズアップされることが多い。

しかし、武士や町人は、近世においては圧倒的少数者だった。当時の人口の約8割は村に住む百姓だったのであり、百姓たちの行動様式や思考パターンこそが近世社会の常識・趨勢を形づくっていたのである。

ここに、村と百姓を研究することも特別な重要性がある。

近世の百姓たちは、家族でまとまって日々の暮らしを営んでいた。

しかし、百姓家は、それぞれが孤立して存在していたわけではない。家々は 村でまとまって暮らしていたのである。

村は、近世におけるもっとも普遍的かつ基礎的な集団だった。

近世における全国の村の数は、元禄 10 年 (1697) に 6 万 3276、天保 5 年 (1834) に 6 万 3562 であった。

18~19世紀の平均的な村は、**村高**(全体の石高)400 から 500 石、**耕地面積** 50 町(1 町は約 1ha )前後、**戸数** 40~44 80 戸ほど、**人**口 400 人くらいだった。

近世のものは今日の日本の市町村と比べ、ずっと小規模だったから、その分そこに暮らす人々の結びつきは今日よりもはるかに強いものだった。

農作業から冠婚葬祭に至るまで日常生活全般に関して、村人同士が助け合い、 または規制し合っていたものである。

### 2 村請制の単位としての村

村は、生産・生活のための共同体であるとともに、領主の支配・行政の単位、 すなわち行政組織でもあった。

近世における正規の行政単位であり、法的・政治的主体だったのである。

年貢・諸役の賦課・徴収や領主の法令・命令の伝達、諸種の調査など、領主 の行政機能の万般を村が請け負っていた。

その中でも特徴的なのは、年貢・諸役の村請制である。

年貢などの負担は、領主から個々の村民に対して直接賦課されたわけではな く、村全体でまとめ、納入する制度になっていた。

これが、村請制である。

領主は村に年貢の総額を示すだけで、あとは名主(庄屋)を中心に村人たちが自主的に各自の負担額を確定し、名主の責任で村全体の年貢を取りまとめて領主に上納したのである。

そのため、名主には年貢滞納者の負担分を立て替えて納入することは求められた(名主の年貢立て替え機能)。名主は、年貢立て替えによって、年貢滞納者の所有地を集積して地主化する場合もあれば、立て替えの負担が重荷となって、経営が悪化する場合もあった。

村役人、特に名主は、最終的には領主が任命した。領主が村の意向を尊重して、村で選んだ人物をそのまま名主に任命すれば問題はなかったが、時には両者の意向が対立して紛糾することもあった。

名主は、村人たちの代表であると同時に、領主の政策・方針の村における実行者であるという二重の性格を持っており、そのため選出過程においても村側と領主側の双方の意向がはたらいたのである。

村請の年貢を主体的に担うことを通じて、村民の自治能力は大きく伸びていった。

その反面で、年貢等の村内での賦課・徴収をめぐって、村役人と一般の村民との間で村方騒動が起きることもあった。

村請制によって、村民たちは一面で結束を強め、他面では分裂の火種を抱え 込んだのであり、前者を拡充して、後者を克服することが村人たちの大きな課 題となった。

そうした意味で、村請制は、近世の村を理解するうえでのキーワードである。

#### 3、百姓身分の自治団体としての村

村は、百姓身分による自治団体であった。村の運営は村役人が中心的に担ったが、村の重要事項は戸主全員の寄合で決められ、村運営のための必要経費(村入用)は、村民は共同で負担するなど、村は自治的に運営されていた。村独自の取り決め(村法・村掟)も制定された。村の正規の構成員資格(百姓身分・百姓株)は、村が認定し、村法の違反者は、村によって成員権を制限もしくは剥奪される場合があった。

村の自治の背景には、士農分離論(兵農分離)によって、武士の多くが城下 町に集住するようになったため、日常的な村運営が百姓たちにゆだねられたと いう事情があった。

領主は城下町から文書によって村に必要な指示を出し、百姓たちも文書を用いて領主に報告や要求を伝えるようになった。こうして、近世には文書行政が、発達していったのである。

村には、僧侶・神職、芸能者・被差別民や、郷士などと呼ばれる武士身分かそれに準じる存在がいる場合も多かったが、村の住民の大多数は、農・林・漁業などの第一次産業に従事する百姓家の構成員であった。百姓身分主体の集団であるということが、近世の村の特質である。

村は農業を主要な産業とする農村は大半だったが、海辺にあって漁業や海運業を中核とする村や、山間部にあって林業が重要産業である村、あるいは都市化した村もあった。漁業林業商工業などが中心産業だった村も、珍しくなかったのである。ただし、そうした村の住民も身分的には百姓だった。

したがって、百姓 =農民だと単純に考えることはできない。

また、農村の住民であっても、農業以外に商工業・運送業・奉公稼ぎ・日雇いなど、多様な生業を兼業する人が、少なくなかった。近世の百姓は、兼業農家であることが一般的だったのである。この点からも、百姓を農業とだけ結び付けて理解することは正しくない。

とはいえ、過半の百姓が農業を生業の柱としていたことは重要であり、生業 面での共通性が村のまとまりを支えていた。農業を重視しつつ、多様な生業に 幅広く目配りをすることが求められる。

### 4、領域を有する共同所有・共同労働組織としての村

村は、空間的にいうと、百姓の家屋敷が集まった集落を中核として、その周囲の田・畑、さらにその外縁に広がる林野などを領域としてもっていた。集落・耕地・林野の三重の同心円構造と言ってよい。その中で、林野は、村全体で共同所有・利用することが一般的だった。こうした共有の林野を、入会地という。

近世の肥料の主流は、林野で採取した草や木の枝をそのまま田に埋め込んだり(刈敷)、焼いて灰にして田畑に入れたり(草木灰)、飼っている牛馬の糞を厩の床に敷いた草や藁と混ぜたものを用いたり(厩肥)、いずれにしても自給の肥料だった。時期が下るにつれて、しだいに購入肥料(金肥)の割合が高くなっていったが、それでも林野の重要性が失われることはなかった。村人たちにとって、林野は耕地とワンセットのものとして認識されていた。耕作には、林野由来の肥料が不可欠だったからである。

耕地・林野をはじめ、屋敷地・用水路(川)・道・橋などは、いずれも村人たちの生産・生活に不可欠なものだった。農業生産に肥料と水は不可欠だから、それらを供給する林野と用水路がいずれも村の共有物だったことは、百姓たちを村に強く結びつける契機となった。

村の土地は、その全体が村の領域として、村の統一的管理下にあった。耕地 や林野といった地種・地目の違いにかかわらず、村の領域内の土地は、いずれ も村の共同所有地ちという性格を持っていた。村は、領域内の土地利用を全体 としてコントロールすることにより、持続的な農業生産と資源・環境の保全、 生態系の維持を実現していた。そして、領域内の土地を統一的に維持・管理するためには、村仕事という共同労働が必要であった。

耕地の維持は、第一義的には個々の所有者の責任とされた。しかし、耕地は現在と同じ意味における私有地ではなかった。耕地はそれ単体では有効利用できず、村の共有である入会地や用水路とセットになることではじめて使用価値を実現できた。また、耕地の地種転換(田から畑への転換)は、周囲の耕地に大きな影響を与えたから、耕地所持者の独断では行えなかった。

そうした事情から、近世においては、村の耕地は個々の家のものであると同時に村全体のものでもあり、村によって強い規制を受けていた。百姓たちは、 土地を排他的・独占的に所持しようとするのでなく、村に依拠し村の力に支え られながら所痔地を維持していこうと考えていた。

こうした土地所有の在り方は、近代以降のそれとは大きく異なっている。しかし、多くの百姓たちは、自分の所持地について独占的な権利を主張するだけは、所持地を維持していくことは困難だと考えていた。他者を排除して所有権を主張することだけを考えていては、経済困難から所有地を手放さなければならない状況に陥った時、だれも助けてはくれない。逆に、共同所有と個別所有が重層した近世の所有形態であれば、個別の百姓が困窮した時には村が援助してくれる。そこで、近世の百姓たちは、前記のような所有のあり方を主体的に選択したのである。村は、最重要の生産手段である耕地を共同で維持管理する機能も持った、生産組織だったのである。

現在のような私有財産制が唯一絶対の所有形態なのではなく、村の耕地・屋敷地は「個々の百姓家の所有地であると同時に、村全体の協働の所有地」という近世の在り方にも、その時代にふさわしい合理性・必然性があったといえよう。

明確な領域を持ち、領域内の土地を全体として共同所有・管理する集団、すなわち地縁的所有共同体であるということが、近世の村の特質である。

村人たちは、入会地や農業用水の共同管理、村の中の道・橋の維持・管理、村にある寺院や神社の祭礼や挙行、治安維持、火災への対応、災害復興などの様々な面で協力し合った。

物心両面で、村が百姓たちの拠り所であったのである。田植え・稲刈りなど 一時に多量の労働力が必要な時期には、結・もやいなどと呼ばれる労働力交換・ 共同作業を行って助け合った。家々がお互いに労働力を提供しあって、一軒だ けでは十分に作業を遂行したのである。

また、近世には村に専任の警察や消防はなかったから、治安維持や災害対応を村人自らが担った。このように、村の領域の共同所有・管理は村人たちの共同労働によって支えられており、村は労働組織としての性格を持っていた。共同所有と共同労働はコインの表裏だといえよう。

# 5、村人の生活・生存を多面的・総合的に支える村

村が果たした積極的役割には、さらに多様なものがあった。近世の庶民の教育機関として一般的なのが手習所(寺子屋、手習塾)である。近世には庶民の義務教育制度はなかったが、商品、貨幣経済の発達と社会の複雑化につれて、「読み、書き、そろばん」の必要性は増していった。その結果、手習所数も、そこで学ぶ子どもの数も、次第に増加していったのである。手習所の師匠は、村役人や村にある寺社の住職・神職が兼ねることが多かった。彼らには、村人たちの教育要求にこたえることが求められたといえよう。

しかし、村によっては村内に適任者がいないこともあった。そのような村でも、子どもを手習所に通わせたいという親は増えてくる。その場合には、他村の手習所まで、子どもを遠距離通学させなければならなかった。そうした不便を解消するために、村が主体となって、よそから師匠を招聘し、彼に住居を用意し、生活費を支給するなど様々な便宜を図って、村での教育を委託したのである。村は、村人たちの教育要求にこたえて積極的役割を果たしたといえる。

村による手習所師匠の招聘と似ているのが、医者の招聘である。村に医者がいてほしいという村人たちの願いが次第に強まってくると、それに応えて村が

村外から医者を招聘したのである。村による、自主的な無医村解消策と言える のだろう。

また、村は、老人・病人・孤児などの社会的弱者、困窮者にたいする保護・ 救済機能も持っていた。疾病・傷害・老齢などで困難な状況の村人に対しては、 まず家族・親族が看護・介護した。しかし、経済的理由などにより、家族・親 族だけでは対応は困難な場合もある。その時は、同族団や五人組、さらには村 が援助の手を差し伸べた。様々な支援的・血縁的集団は、相互に補完し合いな がら、重層的に相互扶助を実現していたのである。

経済的に援助が必要な家や人に対しては、村の金を支給または貸与したり、 村が仕事を世話したりした。川べりの村では、村人を対岸に渡す先導の仕事を、 困窮した村人に努めさせることがあったし、村内の連絡係を任せる場合もあっ た。いずれも、村が雇用を創出することで、村人の生活を保障したものである。

また、村の有力者が困窮者に金銭や食糧を支給・貸与するなどして、直接経済的援助をすることも多く見られた。これは直接的には個人の行為だが、その背後にはそうした行為を有力者に促す村の力がはたらいていた。村には貧富の差が存在したが、これ自体はいずこの社会にもみられることである。問題は、貧富の格差が際限なく拡大することと、富裕者が応分の義務と負担を果たさないことである。近世の村には、この二つの問題を抑止する機能が備わっていた。富裕者は持てる財産も貧しい村人のために使うことで、村での尊敬を受けることができ、逆に私的欲望のためだけの蓄財は、厳しく非難された。経済行為には、公益を考えるモラルが要請された。

公的社会保障制度が整っていなかった近世では、高齢化・疾病・働き手の死去などによって困難な状況に陥った村人にとっては、村や村内外の様々な集団の援助が生きていくうえでの大きな支えとなっていたのである。

前述のように、近世の村では、村の領域の土地は村全体の共有物だと考えられており、そうしたあり方を基礎に、村は個々の百姓の生産と生活を多面的に下支えしていた。セーフティーネットは、基本的なものをはじめとする地域の諸集団は重層的に維持していた。教育や信仰など精神面・文化面でも村の果た

す役割は大きかった。村人の生活・生存を多面的・総合的に支える集団それが 近世の村の特質である。

### 6、「家」の集合体としての村

村は、百姓家族の集合体である。16 ・17世紀には、家族の在り方に大きな変化があった。それは、百姓の「家」の一般的成立である。家は家族の一類型であり、固有の性格を持っている。家は、共同で生産を営む生産の単位であり、職住一致が基本であった。家は、家名・家業・家産の一体性を持ち、過去から未来へ永続するものと観念された。生産・生活の基礎単位であった。家には、現世に生きるものだけでなく、死んだ先祖やこれから生まれる子孫まで含まれていた。

家名とは、家に代々伝わる名乗りである。家の当主は代々同じ名前を名乗ったり、名前のうちの一字を代々継承したりしたのである。「屋号」(家の称号)で家名を示すこともあった。

家業とは、百姓の場合多くは農業であり、漁業や林業などの場合もあった。

家産とは家業を営むために代々家に伝わる財産で、土地や家屋、主要な生産 用具などがその中心であった。そして、家名・家業・家産がワンセットになっ て家の構成要素となっていたのである。

こうした家を守り家産をきちんと伝えることが、多くの百姓の生き甲斐になっていた。家はその時どきの家長によって統括されたが、家長は所持地を自由に売却・譲渡することはできず、先祖から伝わった家の土地を少しも減らすことなく子孫に伝える責任があるものと考えられていた。百姓の所持地は先祖からの預かりものたる家産であって、家長個人や家族が勝手に処分してはならなかった。近世の百姓の土地所持は、基本的に個人ではなく家を単位としていた。そして、家名・家業・家産は、一人の子ども(基本的に長男)に単独相続させるようになった。ここに「家を継ぐ」という観念が生まれてきた。

このように、①職住一致、②生活だけでなく生産の単位、③系譜的永続性、 ④家名・家業・家産を合せもっていること、などの点で、近世の百姓の家は家 族一般とは区別される特徴を持っていった。 こうした性格をもつ家は、17世紀前後(16世紀後半から 18世紀を含む)に一般百姓層の間で広範に成立してきた。農民は原始・古代以来存在していたが、16世紀ごろまではその経営は不安定で、安定した家産を継続的に維持することは難しく、従って家も広範には成立しえなかった。近世は、百姓が一般的に家を形成したという点で、日本史上画期的な時代だったといえる。家の集合体、これが近世の村を特徴づけるキーワードとなる。

#### 7、共同体機能を内外に重層化させていく村

村は、内部が均質な集団ではなかった。百姓の中にも、土地を所持する本百姓と所持地のない水呑み、本家と分家などのさまざまな格差があった。また、本家と分家が同族団をつくって助け合ったり、村の中がいくつかの集落(組・小名・坪など)に分かれていて、集落ごとに日常生活上で強くまとまったりしていることも多かった。

村の住民には多様な身分・階層・職業の人々がおり、村の中には無数の小集団 (五人組・同族団・集落など)は重なりあって存在していたのである。一つの集団・組織が村人の生存を全面的に支えているということはなく、村人たちは多様な集団・組織に属し、さらに集団で組織の枠を超えた様々な人的つながり(婚姻・金融・文化的ネットワークなど)を持つことによって、日々の暮らしを営んでいた。すなわち、村人たちの共同性は、単一の集団によってすべて担保されていたわけではなく、複数の集団に分有されていた。近世における共同体機能(共同性)は特定集団に一元化はされておらず、分化・拡散し、重層化していたのである。

その中でも、村人たちの生産・生活上、重要な役割を果たしたのが村である。 村は、共同所有と共同労働に基礎づけられた共同体であり、同時に領主の支配、 行政の基礎単位となり(村請制村)でもあった。この両者の領域は一致する場合もあれば、一致しない場合もあった。村請制村の中に複数の集落があること も多く、そうした村内小集団が共同体機能を中核的に果たしていることも多かった。集落住民の生産・生活上の結びつきが強く、集落が村落共同体としての 実質を備えている場合も少なくなかった。この場合には、村請制村と村落共同 体とは不一致であった。 そして、いずれの場合も共同体機能の幾分かは、村請制村あるいは、村内小集団の内外にわたる多様な集団に分有されていた。村は、村を超えた地域社会とも密接につながっていたのである。こうした傾向は、時期が下り、経済社会化が進展するとともに拡大していった。村は、生産共同体としての性格を弱め、生活共同組織としての側面を強めていったのである。生産共同体機能の重層化希薄化、これが近世の村の展開方向である。村人たちは生産以外の諸側面も含めて、目的に応じた複層的な共同性に分厚く支えられることで、生活の維持・向上を目指していった。

以上が近世の村の特質として重視している点である。